

## 聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規程

(最終改正：令和4年3月25日 和歌山県公安委員会規程第5号)

聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規程を次のように定める。

### 聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）及び和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第2号）に基づき、聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員を指名することを目的とする。

(警察職員の指名)

第2条 聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者のうちから指名する。

(1) 遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事案の聴聞

- ア 警務部参事官の職にある者
- イ 警務部会計課長の職にある者
- ウ 警務部会計課次席の職にある者
- エ 警務部会計課監査室長の職にある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）、和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号）に関する事案の聴聞又は意見の聴取

- ア 生活安全部参事官の職にある者
- イ 生活安全部生活安全企画課長の職にある者
- ウ 生活安全部生活安全企画課次席の職にある者
- エ 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室長の職にある者

(3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に関する事案の聴聞又は意見の聴取

- ア 生活安全部参事官の職にある者
- イ 生活安全部人身安全対策課長の職にある者
- ウ 生活安全部人身安全対策課次席の職にある者
- エ 生活安全部人身安全対策室長の職にある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する

事案の聴聞

- ア 刑事部参事官の職にある者
  - イ 刑事部組織犯罪対策課長の職にある者
  - ウ 刑事部組織犯罪対策課意見聴取官の職にある者
  - エ 刑事部組織犯罪対策課捜査管理官の職にある者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に関する事案の聴聞及び意見の聴取
- ア 交通部参事官の職にある者
  - イ 交通部交通企画課長の職にある者
  - ウ 交通部交通企画課次席の職にある者
  - エ 交通部交通指導課長の職にある者
  - オ 交通部交通指導課次席の職にある者
  - カ 交通部運転免許課長の職にある者
  - キ 交通部運転免許課次席の職にある者
  - ク 交通部運転免許課聴聞官の職にある者
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事案の聴聞
- ア 交通部参事官の職にある者
  - イ 交通部交通企画課長の職にある者
  - ウ 交通部交通企画課次席の職にある者
- (7) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する事案の聴聞
- ア 交通部参事官の職にある者
  - イ 交通部交通規制課長の職にある者
  - ウ 交通部交通規制課次席の職にある者
- （警察職員が主宰できない聴聞）

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる処分に係る聴聞については、警察職員に主宰させてこれを行うことができない。

- (1) 処分事由の認定に関し、重大な争点がある処分
- (2) 警察職員が関係している処分